

第4回 四万十川流域保全振興委員会概要

開催日時 平成16年8月23日(月)14:00～17:00

開催場所 西土佐村総合福祉センター

○許可基準について

- ゴルフ場の様な既得権に対してどうするのか。ゴルフ場の改装、例えば、コースを変えてみたりした場合の取り扱いはどうなるのか。
ゴルフ場のコースを改造するだけであれば、基準の制限はかからないが、ホール数を増やすなどゴルフ場の敷地面積を広げるという場合は、全体の面積に対して制限がかかってくる。
- 地域で生活する住民にとっては、開発と保全は相反する。現在、田舎では、仕事が少ない、少子高齢化問題が進んでいるので、開発許可を完全に制限し、がんじがらめにすると、地域の産業の活性化の面での制約となる。
- 基盤整備が進み、農薬とか、田越しの際のにごりが、三面張りのコンクリートでダイレクトに川に流れ込むようになった。農家に協力してもらったらできるものもあり、区長会や組合長会を通じて、直接川へ流れ込まないようにお願いをしている状況。
- 法面盛土等について個人でやる場合、法面になるべく芝を貼り付ける、あるいは個人の家でもなるべく生け垣を使うとか、そういう方向で行政指導するような細かいことが、必要。
- 水源のかん養のところで、間伐の適正な施業を実施することとあるが、もう少し詳しい許可基準の内容にした方がいいのではないかと。また、実際仕事をする森林組合等との調整と住民から見た意見の調整。
森林組合の行う行為は環境配慮指針の方の対象。FSCの区域は保全活用地区であり、針葉樹の植樹に対する規制行為はない。なお、森林法では大半の植樹をする場合は、森林施業計画というのをたて、補助金を受けるのが大半。回廊地区で農地の管理が大変だから、森林に変えるという場合などが基準に合致してくる。また、森林組合などへは、庁内調整後話を行う。
- 中流域と上流域を、同じ尺度で稜線部分までやっているのかは疑問。保全活用地区は全くフリーでいいのか。たとえばFSC基準とかがあれば環境配慮指針でやられるだろうけどなければフリーとなる。山は経済価値ゼロだから誰も手をつけないが、中国の発展で市場性が出てきた場合にもしかしてということもありうる。自然公園法の第一種特別地域という規定で、奥山と水辺林は規定するが、第2種か第3種か、そういう視点があっても良いのでは。
針葉樹の植樹については、回廊・原生林保全地区には条例で規程がある。保全活用地区について規程がない。それを規制するには条例改正議論になる。次の段階での検討となる。
- 回廊地区が一番大事。景観とか生態系の保存しておくのに10mでいいのか？神奈川県都市計画では道路沿いに緑地を残す時に生態系を維持するため30mという基準がある。500mは広すぎるかもしれないが、10mはどうか？
- JHの緩衝帯幅に20mというのがあるが、実際20mでは足りない。これは20mぐらいでない

と買い上げられないという条件もあり 20m にしたのであって実際には 60m だったら影響がない。但し、バッファゾーンの距離は地域や植生によって差が出る。

- 条例が出来たから規制されたではないかという不満がわき上がらないためにも、この許可の申請から着工、そして完了までの流れについて、住民に理解を求めてコンセンサスをとる中で合意を得ながらこれを進めていくことが必要。
- 求められている景観とか求められている生態系が何であるかということサンプルとして提示していくこと、それから、色々その許可基準をクリアするたびに良くなっていくんだという状況が生まれまいといけない。
- NPO や NGO の活用のゾーンの中に、条例の許可手続きなどを入れていく様な方法もあるかもしれない。NPO や NGO は、一般の民間事業が利益を追求しているのに対して、他の価値観を持っている。こういったことも未来の研究テーマのひとつではないか。

今後の予定について

今後、県庁内のソフトとハードの関係の課、出先機関に説明し、引き続き主幹課の課長で構成する企画会議、副部長クラスの政策調整会議、庁内の部局長が集まる庁議へ説明し、県庁内の一次案をまとめる。その後、各市町村の行政の方への説明、国への説明を経て、地元説明に入っていく。

地元説明の後、再度同じような手続きを県庁内で行い、最終的にもう一回この保全振興委員会に図ります。承認と同時に、公告縦覧を 1 ヶ月、必要であれば公聴会を開催し最終的に完成。